

令和8年度相馬市結婚新生活支援事業

令和8年度も継続して、新婚世帯の

結婚新生活を応援します

新婚世帯の皆さまが、パートナーとの方と共に新生活をスタートさせるための費用(住宅の新築費用・リフォーム費用、アパートの賃貸借費用、引越し費用など)を相馬市が支援します。

申請期間※ 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※予算の上限に達し次第受付終了予定。婚姻する予定の方は事前にご相談ください。

対象世帯

1. 次の①から⑧まですべてに該当する世帯

- ① 令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻届を提出した夫婦
- ② 夫婦の所得合計が500万円未満
- ③ 婚姻日(婚姻届を提出した日)時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下
- ④ 対象住居が相馬市内である
- ⑤ 申請日において、夫婦又は夫婦のいずれかが対象住居に居住し、かつ、対象住居の所在地に住民登録済みの方
- ⑥ 市税の滞納がない
- ⑦ 過去にこの制度の助成を受けたことがない(以下の2の世帯を除く)
- ⑧ 夫婦で下記ア～ウのいずれかに該当する
 - ア 市が指定するライフデザイン等に関するWEB講座※を受講している
 - イ 医療機関でプレコソセブション健診を受診している
 - ウ 医療機関において妊娠・出産に関する相談を行っている



※福島県WEB講座 QRコード

2. 令和7年度に本助成金の交付決定を受けた世帯で、その助成額が助成上限額に達しなかった世帯

対象となる経費

原則、年度中に1回のみ申請ください。

- ◆住宅の取得費用^{※2}
- ◆住宅のリフォーム費用^{※2}
- ◆賃貸住宅の契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費^{※3}
- ◆引越し費用(引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費)^{※3}

※1 令和8年4月1日～令和9年3月31日(補助対象期間)に婚姻に伴って相馬市に居住するために支払った費用が対象

※2 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に取得した住宅又はリフォームした住宅のうち、婚姻を機として、婚姻日から起算して一年以内に取得した住宅又はリフォームの実施(禁注契約)をした住宅が対象

※3 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に行った賃貸借契約又は引越しが対象。住宅賃借のうち、婚姻前から同棲している場合は、賃貸借契約書に夫婦の氏名が記載されている場合のみ上記の補助対象期間からの費用が対象となる。

上限額

夫婦ともに婚姻日における
年齢が29歳以下の世帯

60万円
まで

その他
の世帯

30万円
まで

※令和7年度に交付決定を受けた世帯は、上限額から受給済の額を差し引いた額が対象となる。

詳細についてはホームページ(QRコード)または下記までお問い合わせください。

問い
合わせ先

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3

相馬市役所 1階 こども家庭課(④窓口)

☎ 0244-37-2204

